

1. 今年 4 月から新設された公民連携協働室について伺います。

第一は、公民連携協働室の方向性です。市長は、平成 30 年 3 月議会で東大阪版地域分権制度の条例案を取り下げられ、31 年 3 月議会での市政運営方針の中では、「東大阪版地域分権制度の導入を目指していたが、いったん立ち止まり、今までの取り組みから得た成果を踏まえ、原点に立ち返って、市民のみならず職員も含め、参画と協働による地域まちづくりへの理解を深め、「みんながわかる」「取り組みやすい」まちづくりの仕組みを検討してまいります」とし、同年 7 月に出されたマニフェストではこれまでの取り組みを検証して参画と協働のまちづくりの再構築を目指し、(仮称)地域まちづくり協議会を設置し東大阪版地域分権制度の確立を目指すと言われました。

2012 第 4 回定例会 個人質問

翌令和 2 年 4 月には、協働のまちづくり部を廃止し公民連携協働室を設置し、福祉、教育、防災、子育てなどあらゆる部局の施策について横断的に施策の企画・立案・実施に至るまで協働の理念を浸透させることを目的として、市長直轄の部署にしたところ。令和 2 年度の市政運営方針では、公民連携協働室は行政と企業や大学をワンストップでつなぐ本市の顔となるセクションで、行政や地域が抱える様々な課題の解決のために、積極的に民間事業者と連携を図ってまいりますとあり、同年 5 月に出された市政マニフェストでも、「企業や大学などとの連携強化に向けた取り組み」を実施するとあります。(仮称)地域まちづくり協議会の言葉が消え、市民との参画と協働のまちづくり構想の流れが大きく変わり、まちづくりの制度設計の考え方が変質して

2012 第 4 回定例会 個人質問

きたように思います。平成 24 年につくられ、31 年 3 月まで続いた協働のまちづくり部の流れを継いでいくのか、新たなまちづくりの制度設計を模索するのか、見えてこない。せっかく協働のまちづくり部で実施したまちづくり意見交換会で、地域のまちづくりの活動の担い手のプラットフォームを作りにかけたのに、これまでの成果物は引き継がれていないのではないかと考えます。市長はこれまでの一連のまちづくり政策について、どのように総括されますか。また市長は東大阪版地域分権制度について、どのようにお考えですか。また公民連携協働室が東大阪のまちづくりの中で果たすべき役割は何か、お答えください。

次に公民連携協働室の事務分掌についてお聞きします。東大阪市事務分掌規則によると、公民連携協働室が所管する事務は、

2012 第 4 回定例会 個人質問

協働に係る施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること、公民連携の推進に関することの次に、自治協議会に関すること、地縁による団体の認可に関することとなっています。明らかに後半は質の異なる事務を扱っており、2 ラインの体制になっていますが、果たしてそれでいいのだろうか。自治協議会の重要性にかんがみるときは、市民生活部に専門の部署を設けるべきであり、市長直轄の公民連携協働室で所管するべきものではないと考えます。

その理由は、第一に公民連携協働室は、市長が 31 年 3 月議会の市政運営方針で述べていたように、参画と協働による地域まちづくりの仕組みをつくるためにつくられたものではなかったのか。大所高所から各部局にまたがって横ぐしを刺す仕事をするために市長直轄の組織にしたのではなかった

2012 第 4 回定例会 個人質問

のか。防犯灯の設置・維持管理であったり、新年互礼会のお世話であったり、内部のもめごとの調整であったりと煩瑣な仕事が多すぎないか。二つ目には、地域住民の日常生活に係るさまざまな共通の課題に取り組むために、地域の防犯委員や民生委員など地域で活動する人たちと密な連携を取らなければいけない組織なのに、市民生活部の地域活動支援室の所管ではなく、地域活動が分断されるのではないかと考えるからです。市長のお考えをお聞かせください。

〃  
 〃